

めぐろ学校教育プラン

平成22年3月
目黒区教育委員会

めぐろ学校教育プラン
[目次]

I	学校教育プランの目的	1
II	学校教育プランで目指す子ども像・学校像	1
1	目指す子ども像	2
2	目指す学校像	3
III	学校教育プランの改定の趣旨と重点目標・推進施策	4
1	学校教育を取り巻く課題と社会状況の変化	4
2	改定の趣旨と施策の方向	4
3	平成22年度からの重点目標・推進施策	5
4	学校教育プランの進め方	6
IV	重点目標達成に向けて学校教育プランで推進する施策	7
	《重点目標1》	
	学校の魅力を高めるための教育内容の充実・指導方法の改善を推進します。	7
1	人権教育・道徳教育の充実	7
2	小学校・中学校の連続した教育活動の充実	7
3	学力の定着と向上を図る個に応じた学習指導の充実と新たな学習支援の実施	9
4	区独自教員の任用制度の構築	9
5	自然宿泊体験教室・職場体験学習等体験学習の充実	9
6	図書館機能の充実と読書活動の推進	10
7	健康教育の推進と体力の向上	11
8	特別支援教育の推進	12
9	伝統と文化に関する教育活動、国際理解教育の推進	12
	《重点目標2》	
	学校の教育活動を活性化するための条件整備や実施体制の充実を図ります。	13
1	各学校の創意を生かした教育の実践	14
2	指導力の向上を図り、信頼される教員の育成	14
3	学校組織の活性化と人材育成	14
4	不登校・いじめなどの課題解決を図るための支援体制の充実	14
5	中学校の魅力づくりの推進	15
6	小学校・中学校間の連携・交流の強化	16

7 就学前施設（幼稚園、保育園）と小学校との円滑な接続	・ 1 6
8 中学校の適正規模・適正配置の推進	・ ・ ・ ・ ・ 1 6

《重点目標 3》

子どもたちが充実した学校生活を送るための学校環境の改善と整備を進めます。	・ ・ ・ 1 7
1 校舎の改築等の推進	・ ・ ・ ・ ・ 1 7
2 学習環境整備の充実	・ ・ ・ ・ ・ 1 7
3 校舎改修と校庭の整備等による環境の改善	・ ・ ・ ・ ・ 1 7
4 エコスクールの推進	・ ・ ・ ・ ・ 1 7
5 教室の ICT 環境整備と校務の情報化の推進	・ ・ ・ ・ ・ 1 7

《重点目標 4》

家庭・地域社会との連携・協力による学校運営を推進します。	・ ・ ・ 1 8
1 学校評価の活用による教育活動と学校経営の改善・充実	・ 1 8
2 学校経営への参画に向けた保護者・地域住民の意識の高揚	・ 1 8
3 地域の人材や資源を活用した芸術・文化などの活動の推進	・ 1 8
4 児童・生徒の安全教育と学校の安全体制の充実	・ ・ ・ ・ 1 8
5 学校施設の活用による安全に楽しく過ごせる放課後事業の充実	・ ・ ・ ・ 1 9

主な推進事業	・ ・ ・ ・ ・ 2 0
--------	---------------

用語解説 (本文中の※印の語句の説明)	・ ・ ・ ・ 2 8
---------------------	-------------

《資料》 目黒区教育委員会の教育目標・基本方針	・ ・ ・ ・ 3 7
-------------------------	-------------

I 学校教育プランの目的

めぐろ学校教育プラン（以下「学校教育プラン」という）は、平成14年度の完全学校週5日制のもとでの新学習指導要領の完全実施を大きな契機として、次代を担う子どもたちが、確かな学力を身に付け心豊かに成長することを目指し、目黒区の学校教育施策に関する中期計画として、平成15年2月に策定しました。

以来、社会状況や子どもを取り巻く学習環境、生活環境の変化など、その時々での学校教育を取り巻く課題に的確な対応を図りつつ「めぐろの教育」をより充実・発展させていくために改定を重ねてきました。

学校教育プランは、目黒区教育委員会教育目標・基本方針（巻末資料参照）を学校教育において着実に実現していくための計画として策定し、施策を推進していくものです。計画の進捗状況や環境の変化を踏まえ、必要に応じて見直すとともに、区の実施計画改定と整合を図った実効性の高い計画として、新しい時代の「めぐろの教育」を切り開いていくことを目的としています。

II 学校教育プランで目指す子ども像・学校像

教育目標・基本方針に掲げる理念を学校教育の営みを通して着実に実現していくためには、どのような子どもをはぐくんでいくのか。その実現を図るためには、どのような学校にしていくのか。明確な目標と具体的な施策を明らかにする必要があります。

平成18年度の学校教育プラン改定では、「目指す子ども像」と「目指す学校像」を大きな目標として掲げ、中期間の重点目標を明確にしました。

今回の改定にあたって、この大きな目標は学校や保護者、地域に浸透していることから、これを継承します。推進する施策を重点化しながら、総合的かつ着実に推進していきます。

1 目指す子ども像

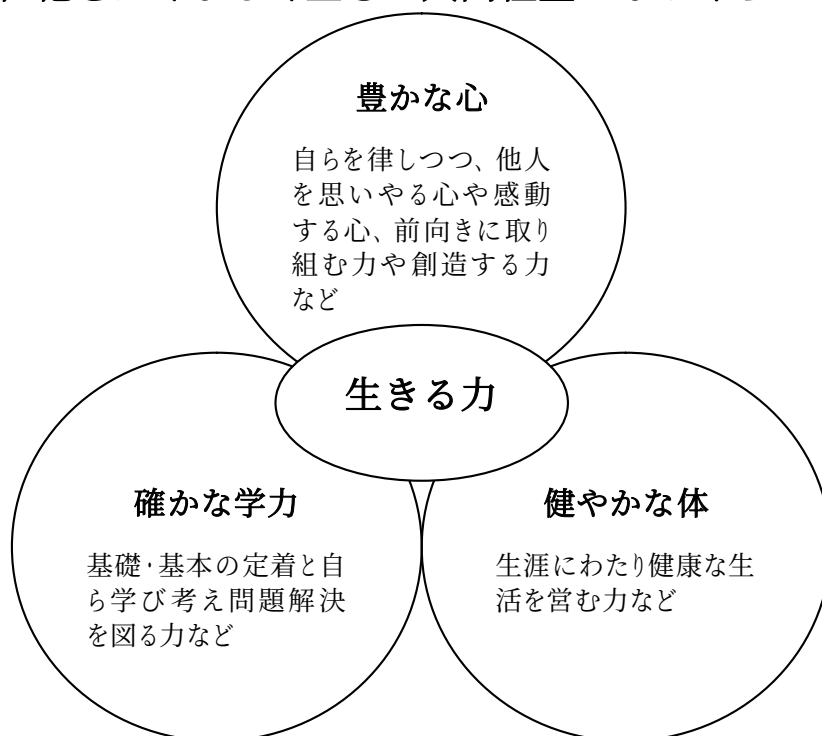
＜21世紀をたくましく生きる人間性豊かなめぐろの子ども＞

変化の激しい21世紀においては、一人ひとりが個人として自立し、社会の一員として、それぞれの分野でたくましく生き抜いていくことが求められています。

こうした「生きる力」の基礎となる力を培う学校教育は、児童・生徒に、主体的に学習に取り組む態度などの「学ぶ意欲」をはぐくみ、「確かな学力」を身に付けさせます。さらに、人権意識や道徳心を基底とする「豊かな心」、生涯にわたり健康で活力ある生活を営むための「健やかな体」をはぐくみ、知・徳・体のバランスのとれた豊かな人間性を養うことが重要な役割です。

教育委員会と学校は、学校教育プランの施策を通して、21世紀をたくましく生きる人間性豊かなめぐろの子どもをはぐくんでいきます。

《21世紀をたくましく生きる人間性豊かなめぐろの子ども》

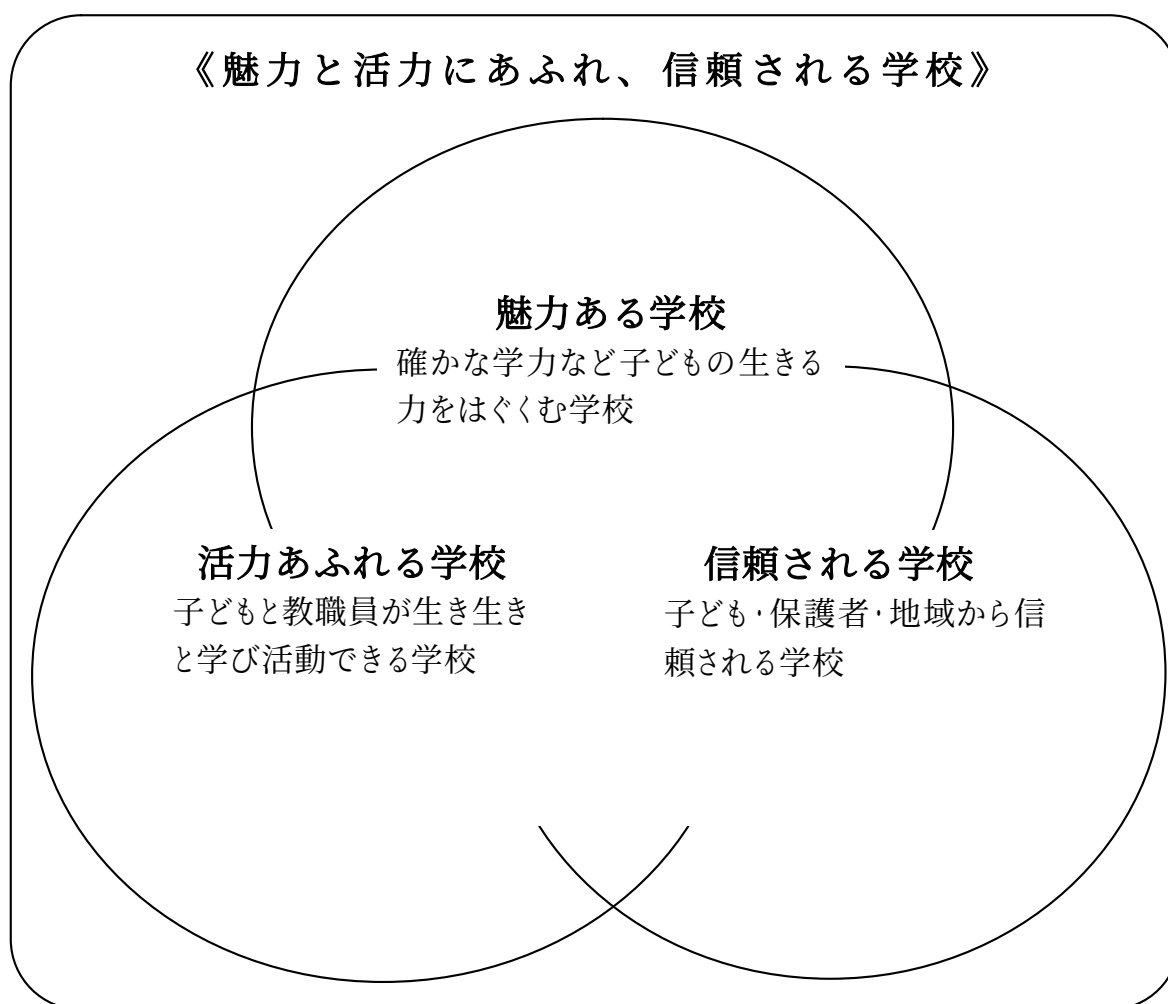


変化の激しい21世紀の社会の中で生き抜いていくためには、学校教育で知・徳・体のバランスのとれた豊かな人間性を培うことが大切です

2 目指す学校像

＜魅力と活力にあふれ、信頼される学校＞

「目指す子ども像」を実現するための基盤となる学校像を「目指す学校像」としました。子どもたちが、楽しく学び、活動し、一人ひとりの子どもに応じて、豊かな心、確かな学力、健やかな体など「生きる力」をはぐくむ「魅力ある学校」、子どもたちと教職員がともに生き生きと学び活動できるような「活力あふれる学校」、学校を地域に一層開き、家庭や地域との連携・協力を重視した取り組みを展開し、子ども・保護者・地域から「信頼される学校」を目指していきます。



Ⅲ 学校教育プラン改定の趣旨と重点目標・推進施策

今回の改定は、学校を取り巻く課題や社会状況の変化に対応しつつ、これまで着実に積み重ねてきた「めぐろの教育」を充実・発展させ、「目指す子ども像」、「目指す学校像」の実現を図るものです。

1 学校教育を取り巻く課題と社会状況の変化

- 各種調査の結果から、概ね児童・生徒は知識・技能の習得については満足できる状況といえますが、習得した知識・技能を日常生活や社会生活に活用する力に課題があります。学習習慣や生活習慣についても、自主的な家庭学習時間の減少や、夜更かしによる睡眠時間不足などの課題が見られます。
- 現在の児童・生徒は、自分への自信の欠如から将来の夢や目標を持って生きることへの不安、他者への思いやりの不足が見られるとともに、体力の低下等についても課題があると指摘されています。
- 教育基本法の改正等で明確になった教育の理念を踏まえ、学習指導要領の趣旨・内容が改訂されました。その中で新たに加えられた外国語活動や区がこれまで取り組んできた言語活動、理数教育、伝統と文化に関する教育、道徳教育、体験活動などについて、今後さらに充実させていく必要があります。
- 区立中学校では在籍生徒数が年々低下しており、教育活動や学校生活の充実を図るためには、区立中学校の一層の魅力づくりが求められています。
- 不登校児童・生徒やいじめなどの問題には、これまで以上に専門的・組織的な支援が求められています。
- 特別な支援を必要とする児童・生徒が増加しており支援体制の充実が求められています。

2 改定の趣旨と施策の方向

こうした課題を解決していくためには、小学校・中学校において、改めて知・徳・体のバランスとともに、基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力及び学習意欲の育成を重視した取り組みを充実させていく必要があります。

区がこれまで長期にわたって着実に積み上げてきた教育活動は多岐にわたります。今回の改定では、その中で実績のある教育活動を特色ある「め

ぐるの教育」として継続・発展させるために、改めて小学校・中学校の連携のもと、9年間の教育活動として系統立てた取り組みを推進していきます。

これまで重点として取り組んできた、区独自教員配置によるきめ細やかな学習指導、健やかな体をはぐくむ健康教育、環境に働きかける実践力を養う環境教育、家庭・地域との連携による開かれた学校運営などについてもより一層の充実を図るため継続して施策を展開していきます。

また、社会の変化への対応の観点から、情報教育、食育、安全教育、体力づくりの充実、部活動の充実についても取り組みを進めていきます。

3 平成22年度からの重点目標・推進施策

平成22年度を初年度とする計画期間（概ね2年から4年）においては、学校教育を取り巻く課題や施策の方向を踏まえ、目指す学校像「魅力・活力・信頼」の観点から重点目標を4つに再構成して設定するとともに、重点目標ごとに次の施策を推進していきます。

《 魅力ある学校に向けて 》

（1）学校の魅力を高めるための教育内容の充実・指導方法の改善を推進します。

- 人権教育・道徳教育の充実
- 小学校・中学校の連続した教育活動の充実
- 学力の定着と向上を図る個に応じた学習指導の充実と新たな学習支援の実施
- 区独自教員の任用制度の構築
- 自然宿泊体験教室・職場体験学習等体験学習の充実
- 図書館機能の充実と読書活動の推進
- 健康教育の推進と体力の向上
- 特別支援教育の推進
- 伝統と文化に関する教育活動、国際理解教育の推進

《 活力あふれる学校に向けて 》

（2）学校の教育活動を活性化するための条件整備や実施体制の充実を図ります。

- 各学校の創意を生かした教育の実践
- 指導力の向上を図り、信頼される教員の育成
- 学校組織の活性化と人材育成
- 不登校・いじめなどの課題解決を図るための支援体制の充実

- 中学校の魅力づくりの推進
- 小学校・中学校間の連携・交流の強化
- 就学前施設（幼稚園、保育園等）と小学校との円滑な接続
- 中学校の適正規模・適正配置の推進

（３）子どもたちが充実した学校生活を送るための学校環境の改善と整備を進めます。

- 校舎の改築等の推進
- 学習環境整備の充実
- 校舎改修と校庭の整備等による環境の改善
- エコスクールの推進
- 教室のＩＣＴ環境整備と校務の情報化の推進

《 信 頼 さ れ る 学 校 に 向 け て 》

（４）家庭・地域社会との連携・協力による学校運営を推進します。

- 学校評価の活用による教育活動と学校運営の改善・充実
- 学校経営への参画に向けた保護者・地域住民の意識の高揚
- 地域の人材や資源を活用した芸術・文化などの活動の推進
- 児童・生徒の安全教育と学校の安全体制の充実
- 学校施設の活用による安全に楽しく過ごせる放課後事業の充実

４ 学 校 教 育 プ ラ ン の 進 め 方

学校教育プランの施策は、①単年度で実現できるもの、②複数年度にわたるもの、③全校一斉に実施するもの、④各学校の教育計画に基づき選択して実施していくものなど多様です。毎年度、各学校の希望や実施状況等を判断し、予算編成等を通じて具体化を図っていきます。

また、これまで学校教育プランに基づき推進してきた施策で、その取り組みが既に定着しているものは、今回の改定で掲げられていないものもありますが、必要な施策は継続して取り組みを進めていきます。

学校教育プランは、これを公表することにより説明責任を果たし、教育委員会や学校が推進していく施策や教育活動に対する保護者・地域等からの理解・協力を得ていくものです。目黒区が進める教育の目的や意義を共有し、学校、家庭、地域が一体となって、共に「めぐろの子ども」をはぐくんでいけるよう、施策を総合的に推進していきます。

なお、対象期間中に、国の制度改正や著しい状況の変化があった場合は適宜学校教育プランを見直し、必要に応じて改定等を行っていきます。

IV 重点目標達成に向けて学校教育プランで推進する施策

《魅力ある学校に向けて》 *の印がついた語句については巻末の用語解説参照

＜重点目標 1＞

学校の魅力を高めるための教育内容の充実・指導方法の改善を推進します。

児童・生徒が変化の激しい社会をたくましく生きていくためには、基礎的・基本的な知識・技能の習得とこれらを活用して課題を見いだし解決する力、多様な社会において様々な人と協調しつつ、自立した社会生活を送ることができる力を身に付けることが大切です。

小学校・中学校においては、学習指導要領の改訂を踏まえ、区独自の教育課程*1 編成資料を作成し、先行して学習指導要領の完全実施に向けた取り組みを行うと同時に、義務教育9年間の連携・連続した教育活動を通して、教育内容の充実と指導方法の改善に努めます。特色ある「めぐろの教育」を推進し、学校の魅力を高めていきます。

1 人権教育・道徳教育の充実

区では、目黒区子ども条例の趣旨を踏まえ、人権尊重の理念を定着させるために、同和問題や男女平等などの人権教育を推進します。

各学校においては、道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じ、生命・人権を尊重する心、他人を思いやる心、公共の精神、社会貢献の精神や他者と共生する力、美しいものや自然に感動する心などの育成に力を入れます。

2 小学校・中学校の連続した教育活動の充実

小学校と中学校間の指導方法や指導内容に一貫性を持たせ、義務教育9年間の連続した教育活動を推進します。

(1) 言語活動の充実

基礎的・基本的な知識・技能の習得や、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力を育成する基盤となる言語に関する能力の育成を計画的に進めます。国語を適切に表現し正確に理解する能力、伝え合う力を向上させるために、国語科を中心に、区独自の「言語活動指導資料」及び「言語活動指導計画」*2を作成し、言語活動の指導の充実を図ります。

(2) 外国語活動^{*3}・外国語教育の充実

国際社会を生きる上で重要となる外国語（英語）によるコミュニケーション能力を育成するために、小学校低学年段階から英語の音声や基本的な表現に慣れ親しむことができるよう英語活動を行います。

小学校高学年では学習指導要領改訂により新たに導入された外国語活動を通じて中学校外国語（英語）の学習につながるコミュニケーションの素地を培います。

授業は、小学校・中学校ともにALT（外国語指導員）とのチーム・ティーチング^{*4}を基本とし、年間を通じて同一のALTを派遣します。

さらに、中学校との接続を踏まえた外国語教育モデルカリキュラムを作成し、小学校・中学校9年間を通して一貫した指導方法、指導内容にするとともに、小学校教員に対する外国語教育に関する研修の充実を図ります。

(3) 理数教育の充実

理科に対する興味・関心を高めるために、観察や実験のための備品整備をすすめ、理科支援員^{*5}、学習指導講師^{*6}や学習指導員^{*7}とのチーム・ティーチングによる実験の充実を図るなど実感の伴った「わかる授業」を展開します。

算数・数学科では学習指導要領改訂により授業時数が増え、学習内容もこれまで以上に高度になります。このため、学習指導講師や学習指導員を活用し、低学年段階から少人数指導^{*8}やチーム・ティーチングなどのきめ細やかな指導を行い、系統性を踏まえた学習が展開されるよう各学校の指導計画を改定します。

さらに、理数教科への興味関心を高める取り組みとして、ノーベル賞受賞者など著名人による講演会や実験・体験教室などを実施します。

(4) 情報教育^{*9}の充実

各教科等においては、情報を読み解く力や活用する力の指導を充実するとともに、ICT支援員^{*10}とのチーム・ティーチングによる指導を通じて、小学校においては児童がコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ、コンピュータの基本的な操作を身に付け、適切に活用できる力をはぐくみます。

中学校においては、小学校段階の基礎の上に、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を主体的、積極的に活用するとともに適切に情報を収集・判断・処理・発信できるよう、技術・家庭科を中心に指導の充実に努めます。

インターネット上での誹謗中傷やいじめ、犯罪や違法・有害情報の問題を踏

まえ、小学校・中学校を通して情報モラル^{*11}についての指導を強化していきます。

(5) 環境教育^{*12}の充実

地球温暖化対策など深刻化している環境問題について、児童・生徒一人ひとりが主体的に環境の保全に配慮した望ましい働きかけのできる技能や思考力、判断力を身に付け環境への責任ある行動をとることができる態度を育成する必要があります。

各教科や総合的な学習の時間等での環境学習の充実を図り、児童生徒の実践的な能力や態度を育成していきます。

各学校では、区独自の「学校版めぐろグリーンアクションプログラム」^{*13}を活用し、児童・生徒・教職員が一体となって積極的かつ継続的に取り組みを進め、学校生活の中で省エネルギー・省資源活動を推進し、環境学習の充実を図ります。

3 学力の定着と向上を図る個に応じた学習指導の充実と新たな学習支援の実施

区独自の学力調査^{*14}を小学校2年生から中学校3年生までの児童・生徒を対象に毎年、実施します。教育委員会では、結果を集計・分析し各学校へ資料提供します。各学校では、在籍児童・生徒の学力の定着状況を考察し「授業改善プラン」^{*15}を作成して、わかる授業を推進します。保護者へは、学力調査の結果などを記録した個人票^{*16}による学習相談を実施し、家庭学習の取り組みを促進します。

さらに、児童・生徒一人ひとりの学力や学習意欲に応じた学習の機会を拡大するために、放課後における学習を支援するための学習指導員を任用し、より組織的な学習支援を展開します。

4 区独自教員^{*17}の任用制度の構築

区独自の補助教員として、学習指導講師の全小学校での任用や小学校・中学校での学習指導員の任用を継続し、少人数指導やティーム・ティーチングによる授業の充実を図ります。

また、外国語教育など特色あるめぐろの教育の一層の充実に向け、常勤の教員の任用に向けた制度構築に取り組みます。

5 自然宿泊体験教室^{*18}・職場体験学習等体験活動の充実

自然の偉大さや美しさに出会い、芸術や文化に触れるなど児童・生徒が直接体

験することで、物事への興味・関心を高め理解を深めたり、他者とともに物事に取り組み喜びや達成感を味わったりするなど、日常の学習を通して様々な体験活動に取り組むことで豊かな情操を養うことができます。

(1) 自然宿泊体験教室事業の推進

自然や生命を尊重する心、自律心や規範意識の育成などをねらいとして、小学校4年生から中学校1年生までの毎年、「自然宿泊体験教室」を実施します。

実施場所は、八ヶ岳林間学園を利用する清里・八ヶ岳エリア（小学校5年生・中学校1年生）、新たに整備する施設「興津自然学園^{*19}」を利用する興津・勝浦エリア（小学校4年生・6年生）を中心に、小学校は宮城県角田市、中学校は宮城県気仙沼市での実施校も拡大します。

実施内容は、順次宿泊数を拡大し、新たな体験プログラムを開発するなど質量ともに充実を図ります。

(2) 職場体験学習等の充実

職場体験では、児童・生徒が直接働く人と接し、実際の知識や技術・技能に触れ、学ぶことや働くことの意義を理解し、生きることの尊さを実感するとともに、主体的に進路を選択決定する態度や意欲などを培うことが求められています。

中学校2年生における5日間の職場体験をさらに充実させるため、事前・事後の指導の際に、職場体験の意義について十分説明をするとともに、受入事業所の方や地域の方を学校に招き職業講話を行うことなどにより指導の充実を図ります。職場体験場所についても、幅広い体験ができるよう事業者や地域の協力を得て拡大に努めます。

また、社会に奉仕する心を育てるため、地域清掃をはじめとした活動を通してボランティア体験活動を推進します。

6 図書館機能の充実と読書活動の推進

学校図書館ボランティアリーダー^{*20}の学校への派遣時間拡大を図り、各学校の保護者ボランティアへの支援と学校図書館の整備を推進します。特に中学校については、学校図書館ボランティアリーダーの活用を図る体制作りを進め、図書館機能の充実を図ります。

また、児童・生徒の主体的・意欲的な学習活動を進め、読書を通じて豊かな感性や情操をはぐくむために、区立図書館が行う団体貸し出し、小学校へ出張お話し会などの活用や学校図書館の蔵書の充実を図り読書活動を推進します。併せて、学校図書館の蔵書の電子データ化を進めるなど、活用しやすい環境の整備を行い

ます。

7 健康教育の推進と体力の向上

これからの社会を生きる上で、健やかな心身の育成を図ることは極めて重要です。体力は、人間の活動の源であり、健康の維持のほか意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わっており、生きる力を支える重要な要素です。体育における授業や運動遊びを通じて体力を養うとともに、食育の推進を通して望ましい食習慣を身に付けるなど、学校教育全体を通じて心身の調和のとれた発達を図ります。

(1) 健康教育^{*21}の推進

児童・生徒が生涯にわたって健康・安全で活力ある生活を営むことができるよう、小学校・中学校全校で体育・保健体育の授業を充実させ、発達段階に応じた健康教育を進めます。

小学校では健康課題のある児童に対し、学校健康トレーナー^{*22}の派遣を行い一人ひとりの課題に応じた運動指導などを行います。小学生4年生を対象とした生活習慣改善プログラムを中学生に拡大実施し、小児生活習慣病の早期発見や予防、運動指導に結び付けます。

めぐろ学校サポートセンター^{*23}においても健康教室や健康相談を実施し、学校、児童・生徒、保護者への支援体制を強化します。

(2) 体力向上に向けた取り組みの推進

体育科における授業時数増加に対応するとともに新しくすべての学年において必修領域となる体づくり運動や中学校の武道などの指導方法の工夫改善を行い、体力の向上を図ります。

区独自に作成した「めぐろ子どもスポーツ健康手帳^{*24}」（小学校）及び「健康増進・体力向上リーフレット（仮称）^{*25}」（中学校）を活用し、個々の目標を立てて体力の向上や生活習慣の改善など、家庭とも連携しながら健康の保持増進及び体力の向上の取り組みを進めます。

さらに、学校の休み時間、放課後のランドセルひろばなどにおいても外遊びを奨励するとともに、めぐろ学校サポートセンターの健康教室への参加を促進し、楽しく運動するきっかけ作りを行うなど、学校・家庭が一体となり、体力向上に向けた取り組みを充実することで生涯にわたって運動に親しむ能力や資質の育成を図ります。

(3) 食育^{*26}の推進

「学校における食育指針」を策定し、食育を推進します。学校栄養職員と教員が連携を図り、児童・生徒が食事の重要性や楽しさを理解し、食品を選択する能力や心身の健康の保持増進の上で望ましい食習慣を身に付けられるよう、日本の食文化や行事の食事を取り入れた特別給食を実施するなど、学校給食を活用した食育の推進を図ります。

さらに学校から家庭に対し、給食だよりなどを通じて食に関する情報提供を行い、家庭における食の重要性を啓発していきます。

8 特別支援教育^{*27}の推進

(1) 個の能力や可能性を伸ばす教育の充実と特別支援学級の増設

LD、ADHD、高機能自閉症等を含む障害のある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応え、個の能力や可能性を最大限に伸ばす多様で柔軟な教育が展開されるよう、校内の指導体制を確立します。

また、ICT 機器の効果的な活用による教育活動の充実を図るとともに、小学校・中学校において特別支援学級を増設するなど教育環境の整備を推進します。

(2) 学校支援体制の充実

めぐろ学校サポートセンターを中心に、総合的な相談体制を充実させるとともに、医療、心理、教育の専門的な視点で助言を行う専門員チーム^{*29}の派遣など、学校への支援体制を充実します。

(3) 就学相談の充実

障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応えられるよう、公・私立幼稚園・保育園などの就学前施設との連携を強化し就学相談の充実を図ります。

(4) 関係機関との連携強化

地域全体での支援を進めるため、公・私立幼稚園・保育園などの就学前施設や保健、医療、福祉、就労等の関係機関との連携の強化を図ります。

9 伝統と文化に関する教育活動、国際理解教育の推進

(1) 伝統と文化に関する教育活動の推進

国や地域の伝統と文化への理解を深め、愛着をもたせるとともに、よき伝統の継承や文化の創造ができる能力を養っていくことが求められています。

小学校・中学校では、伝統芸能保持者^{*30}を学校に招き、演技などの鑑賞を通

してその活動に触れ、日常生活の中に生きる伝統を発見させるなど、伝統への理解を深めていきます。

中学校では、新たに必修となった武道を通じて日本固有の伝統と文化により一層触れることができるよう取り組みます。

文化については、国や地域の文化財などを調べ歴史や文化を学ぶとともに、地域の人材や区の芸術家等の派遣事業や地域において伝統文化子ども教室^{*31}を実施するなど、文化に触れる活動を通して理解を深めていきます。

（２）国際理解教育の推進

これからの国際社会を生きるために、広い視野を持って異文化を理解し、異なる習慣や文化を持った人々と共に生きていくための資質や能力を育成することが求められています。

小学校・中学校においては、社会科などの各教科、道徳、特別活動や総合的な学習の時間を通じて行われている国際理解教育の中で、ゲストティーチャー^{*}³²として、区内の大学等の留学生や大使館員の方などを迎え、各国の文化や言語などに触れるなど学習する機会を設けていきます。さらに、新たに興津自然学園を活動場所とした英語教室事業に、留学生の参加を得て交流を通じた国際理解教育を進めます。

また、小学校・中学校で実施している外国の学校などとの交流活動が活発に進められるよう支援を行い、国や文化の違いを理解し、国際理解を深め、共に生きていくための資質や態度を養っていきます。

さらに、帰国児童生徒や外国人児童生徒を対象とした日本語指導を大学との協力研究によって改善・充実し、当該児童生徒が自信を持って学校生活が送れるように支援していきます。

《活力あふれる学校に向けて》

＜重点目標 ２＞

学校の教育活動を活性化するための条件整備や実施体制の充実を図ります。

小学校・中学校においては、各学校段階の教育が果たす役割を着実に積み上げて児童・生徒が充実した学校生活を送ることができるよう創意を生かした学校づくりを進めます。

各学校においては、教員一人ひとりの指導力の向上を図り、校内の組織を活かし指導体制を強固なものにし、かつ各校種・学校間で連携強化できるよう、教育諸条件の整備や実施体制の充実を図ります。特に中学校にお

いては、活力ある教育活動を推進し魅力づくりに取り組みます。

1 各学校の創意を生かした教育の実践

各学校が二期制^{*33}の特性を生かして学校行事の実施時期を工夫したり、特別学習期間や家庭との相談期間を設定したり、学校間交流、体験学習などの学習活動を取り入れたりするなど教育活動を工夫し、創意にあふれた指導計画を基に学校づくりを進めます。

2 指導力の向上を図り、信頼される教員の育成

「めぐろ学校サポートセンター」では、目黒区立学校に勤務する教員の研修体系を整え、教職経験の少ない教員のための研修を計画的に進めるとともに、教育管理職、主幹教諭、主任教諭などの職層^{*34}や経験年数に応じた研修を適宜実施します。併せて、教員の外国語活動の指導法や児童・生徒の問題解決力を向上させる指導法など新たな教育課題に対応するための研修やICT活用を含め授業力向上に向けた実技研修など選択により受講できる体制を整えます。また、eラーニング^{*35}を含む効果的な研修形態を検討するほか、教員一人ひとりの指導力の向上を目指して、職務や経験年数に応じた研修を充実します。

また、優れた授業力の教員の奨励と表彰等の制度^{*36}を生かし、教員の励みとするとともに、その優れた指導技術を継承していきます。

3 学校組織の活性化と人材育成

学校の教育目標や目指す学校像を実現するためには、校長のリーダーシップの発揮による組織の活性化が不可欠です。そのため、校長、副校長、主幹教諭、主任教諭、教諭の新たな職の制度を生かした人材育成を図るとともに、区教育開発校^{*37}における校内研究、校内研修等を充実させ、組織を活かした人材育成を図ります。

4 不登校・いじめなどの課題解決を図るための支援体制の充実

(1) スクールソーシャルワーカー^{*38}の配置による関係機関との連携の充実

新たにスクールソーシャルワーカーを学校に派遣し、子どもを取り巻く様々な環境などに起因した子どもの抱える課題に関し、スクールカウンセラー^{*39}や福祉も含めた関係機関と連携しながら、解決を図ります。併せてめぐろエミールを軸としたスクーリング・サポート・ネットワーク(S・S・N)^{*40}による学校・保護者・教育委員会が連携した一体的な対応の一層の充実を図ります。

(2) 教育相談^{*41}の充実

区立小学校・中学校に派遣しているスクールカウンセラーの拡充、電話や来室による教育相談の推進、スクールソーシャルワーカーの新たな配置などにより、めぐろ学校サポートセンターを中心とした教育相談の支援体制の充実を図ります。

さらに、新たにeカウンセリングなどの教育相談について研究を進めます。

(3) 学習支援の充実

めぐろエミールにおいて一人ひとりの児童・生徒に合わせた支援を進めると共に、学習支援を充実させます。

さらに、不登校児童・生徒を対象とする、eラーニングなどのデジタルコンテンツ^{*42}を活用した新しい学習支援について研究を進め、在宅の児童・生徒への支援の充実を図ります。

5 中学校の魅力づくりの推進

区立中学校への在籍率が年々低下していることから、区立中学校の更なる魅力づくりに向けて、学力向上を図るための施策や部活動の充実に努め、中学校の活性化に取り組みます。

(1) 学力向上のための放課後学習の支援

学力の定着とさらなる学力向上を図るため、放課後の学習を支援するための学習指導員を学校で任用し、今まで以上により組織的な学習指導の充実を図ります。また、学校図書館をはじめとする学校施設の活用など放課後の学習環境の整備を進めます。

(2) 外国語（英語）教育の一層の充実

英語教員と外国語活動指導員(ALT)とのチーム・ティーチングを基本とした授業を展開するとともに、23年度を目途に区独自の「外国語教育モデルカリキュラム」を作成し、それに基づき、聞く・話す・読む・書くなどの英語による総合的なコミュニケーション能力をはぐくみます。また、区独自の英語教員の任用に向けた制度構築の検討と平行して、英語の授業時間を週5時間程度に増やすなど、新たな取り組みを進めます。

(3) 部活動への支援

中学校の学校生活のひとつの魅力でもある部活動を充実させるため、外部指導員^{*43}の積極的な活用など拡充に努めます。

また、部活動の合宿について、保護者負担の軽減などを図り、支援を拡充します。

(4) 宿泊事業の多様化と教室事業の推進

気仙沼自然宿泊体験教室事業の実施校を1校増やし2校とするとともに、中学校が独自で行う宿泊事業に対しても支援していきます。

興津自然学園を活用した中学生対象の宿泊を伴う英語教室、マリンスポーツ体験教室等の事業^{*44}を行います。

6 小学校・中学校間の連携・交流の強化

小学校と中学校の連携・交流を強化するために、つながりの深い地域の中学校区を基本に「小・中連携子ども育成プラン」(仮称)^{*45}を作成し、学校間が共同で知・徳・体の調和の取れた9年間の教育を進めます。

子ども育成プランでは、児童会・生徒会の交流、小学生・中学生の部活動見学・体験をはじめ、地域教育懇談会^{*46}と連携した小中合同の地域清掃活動など家庭や地域との連携をはかりながら、児童・生徒間の交流を推進します。また、教職員間においては、区独自の外国語カリキュラムや言語活動指導資料を踏まえた合同研修・合同研究、授業スペシャリストによる小中合同授業研究会などを積極的に実施し、教員間の連携をこれまで以上に強化していきます。

7 就学前施設(幼稚園、保育園等)と小学校との円滑な接続

幼稚園・保育園等の就学前施設と学びの連続性を意識した小学校の受入れ体制を整備するとともに、教職員合同研修会・連絡会の実施や児童と幼児の交流の機会を設けるなど連携した活動を進めます。

また、小学校では、必要な学級へ小1学級補助教員^{*47}を任用し、一人ひとりの児童が入学直後の学校生活に適応できるよう支援を行います。

8 中学校の適正規模・適正配置の推進

平成18年度に統合した目黒中央中学校の評価を踏まえ、学校が活力ある学習活動や部活動を展開し、子どもたちが多様な集団の中で豊かな人間関係をはぐくむことができる充実した教育環境を整えるために、学校規模の適正化に向けた取り組みを進めます。

《活力あふれる学校に向けて》

＜重点目標 3＞

子どもたちが充実した学校生活を送るための学校環境の改善と整備を進めます。

児童・生徒一人ひとりが、楽しく生き生きとした学校生活を過ごすことができるよう、学校施設の安全性を一層向上させ、教育の情報化や校庭の整備など学習・生活の両面から学校環境の改善を図ります。

1 校舎の改築等の推進

東山小学校は、老朽化の進む校舎改築を行い、大岡山小学校では大規模改修等に向けた取り組みを進めます。

2 学習環境整備の充実

中学校で必修化された武道実施に向け、各学校の実情に合わせた施設・設備等の整備を進めます。各教科についても教材・教具の充実を図り、新たな学習指導要領の実施に向けた取り組みを進めるだけでなく、日常の学習環境の整備に努めます。

3 校舎改修と校庭の整備等による環境の改善

児童・生徒が一日の長い時間を過ごす校舎の安全性や快適性を維持するため、校舎の改修を推進します。特に校舎の機能向上を図るため、トイレの環境改善や校庭の整備などを進めます。

4 エコスクール^{*48}の推進

学校の敷地や建物を活用し、環境に配慮した太陽光発電施設や環境教育との関連性をもたせた校舎の壁面緑化・屋上緑化等に取り組み、環境負荷の低減に努め、計画的にエコスクールを推進していきます。

5 教室の ICT 環境整備^{*49} と校務の情報化の推進

年次計画に基づきコンピュータ教室の機器等の充実を図るとともに、普通教室、特別教室、特別支援学級の教室においても ICT 機器が活用できるよう機器の拡充や校内 LAN^{*50} の整備を行います。めぐろ学校サポートセンターでは、児童・生徒及び教職員が学校の授業等で活用できる地域学習教材のデジタル化などデジタルコンテンツ及び活用環境の整備を進めます。

《信頼される学校に向けて》

＜重点目標 4＞

家庭・地域社会との連携・協力による学校運営を推進します。

学校は、日々の教育活動や指導の実情を積極的に保護者、地域に公表し、説明責任を果たすとともに、相互間のコミュニケーションを活発にしながら、その意向を学校運営に反映させます。学校、家庭、地域は、教育におけるそれぞれの役割と責任を一層自覚し、連携と協力を深め合う中で、児童・生徒を育成していきます。

1 学校評価*⁵¹の活用による教育活動と学校運営の改善・充実

教職員による自己評価、児童・生徒、保護者、地域の方々による学校評価、学校関係者評価を引き続き実施します。学校評価の妥当性・客観性を高めるために、平成20年度から学校評価委員会を活用し充実を図っています。第三者による評価制度についても、新たに導入し評価の充実を図ります。

学校評価は公表し、教育活動と学校運営の改善・充実に生かしていきます。

2 学校経営への参画に向けた保護者・地域住民の意識の高揚

各学校での学校評議員制度*⁵²の充実を図るとともに、学校運営協議会制度*⁵³のモデル校での成果を生かし導入校拡大を図り、学校運営に生かしていきます。学校だよりや学校のホームページ等において特色ある教育の実践や日常の教育活動を積極的に情報提供し、保護者・地域住民等の教育参加意識を高めます。

3 地域の人材や資源を活用した芸術・文化などの活動の推進

地域にある美術館、文化ホールや歴史資料館などを活用し、展覧会や音楽会などの開催により、芸術・文化に関する教育活動の充実を図ります。国や地域に根付く伝統や文化を大切に受け止め、そのよさを継承・発展させるため、地域の専門的な知識技能を持つ人などの人材を、ゲストティーチャーやボランティアとして教育活動で活用していきます。

4 児童・生徒の安全教育と学校の安全体制の充実

学校の危機管理マニュアル*⁵⁴の徹底、セーフティ教室*⁵⁵及び被害防止プログラム*⁵⁶の実施、地域安全マップの作成*⁵⁷など、安全教育の充実と学校の危機管理体制の強化を図ります。

学校緊急情報連絡システム*⁵⁸の活用、PTAや地域住民による見守りや声かけ、地域パトロール、「こども110番の家*⁵⁹」など、学校と地域が協力して児童・生徒

の安全確保のためのネットワークの充実を図ります。

5 学校施設等の活用による安全に楽しく過ごせる放課後事業の充実

児童が放課後を安全に楽しく過ごせ、子どもの遊びを通じた体力向上や読書活動への意欲などが図れるよう、校庭だけでなく体育館や学校図書館の学校施設等の活用により、「ランドセルひろば^{*60}」事業を充実します。

また、地域での様々な体験を通して豊かな人間性を養うために、学校・P T A・地域の連携による「子ども教室^{*61}」事業を推進していきます。